

電信寫

一二七五八  
一二七五九  
昭和二十一年二月十九日二〇時  
分  
主  
副

在野實 松本大佐

東北大軍中大臣

御印閣下ニ謝スル件  
第八號 部長待望 在野  
貴官五部三號、第四號、第五號ニ關シ  
一、御印閣下問題ノ全般ヲ通シテ本大臣トシテハ安撫等ノ獨立ノ義務  
實ニ第一義ト考ヘ居リ此ノ點ハ最高戰爭指導會議ニ於テ本大  
臣ノ特ニ強調シ又決定ニ於テモ原則的ニハ明白トナリ居ル次第  
ナル事軍備ハ作戰ノ困難性ニモ關シ獨立ノ時期等ハ遲延軍ニ一  
任シ度レト爲シ居ル一方遲延軍ニハ中央ノ軍備充分反映シ居ラ  
ザル根據ナルニ付本大臣トシテハ今後共謀會アル毎ニ獨立ノ義  
務實ニ履行シ遲延軍ニモ徹底シシムルコトトシ且出來得レハ  
御印閣下ノ具體的項目ニ關シテ事柄ヲモ決定シ遲延ニ指示スル

東京二〇六

B 1.7.0.0 - 54

145

コトトスル豫算計ヒ度々斷事ナリ

三、大使府ノ態度ニ付テハ事ノ性質上決定中ニハ之ヲ阻礙セム無  
事合等適當ノ形ニテ決定シ度キ事ニ付今日迄度々事務當局ニ  
協議シシメ來レル事未ダ軍見一致ヲ見ルニ至リ居ラザル事  
ニ付テハ軍力其ノ責任ニ於テ決定ノ實行ニ當ルコトヲ要ス且  
是等ノ一元性及作戰トノ物合ヲ要スルハ現下ノ情勢ニ於テ一  
應無難カラス然レモアリ此ノ點事口軍ニ於テ其ノ全責任ニ於テ安  
撫等ノ義務獨立ノ根本策ヲ實行スルヘキコトヲ要スルコト野  
心ニシテ固テ其交關ニ付テ軍力増進ノ一元性ノ見地ヨリ安撫等  
ニ對スル政策ニ付テ外交機關ニ對スル區域ヲ固執スルニ於テハ  
此ノ點ハ難キ事ニ付テハ得テ軍力増進安撫機關ヨリ得テ又世  
界全般ニ對スル關係ヨリモ獨立策案前ヨリ少クトモ外交代表ハ  
行儀整頓ノ故ノモノヲ考慮スルコトハ必要ナリト考ヘ居リ此ノ  
程度ノ案ニア軍備ト斷合ヲアタル據力スル所存ナリ尤モ要ハ  
無本閣下ノ實情ニ鑑ミテ軍力増進ヲ已ムル事サレハ一時大使府職員

東京二〇六

B 1.7.0.0 - 54

146

秘

電信寫

主管 南政

昭和二〇 一四二一

略 河内

二月十九日 三五五發

本省

二十日〇九三〇着

載光大東中大臣

西村事務所長

第一一八號

(安南新年ニ際シ各紙ノ報道振)

十七日附當地新聞ハ安南新年ニ際シ安南人ニ與ヘタル保大皇帝ノ「メツセージ」ヲ掲ケ居ル處同皇帝ハ右「メツセージ」ニ於テ我國ノ運命ト一體不離ノ關係ニアル佛國カ多年ノ試練ヨリ解放セラレタルハ佛國保護下ノ各國各人民ニ對スル平和ト繁榮ノ前途ナリトテ佛國ノ解放ヲ喜ビ居レリ更ニ向日ノ各新聞ハ「パリ」十六日號「オプイ」トシテ佛本國解放後ノ般初ノ安南新年ニ寄セテ「ドコール」ノ御説ノ全文ヲ掲ケタルカ右御説中「ドコール」ハ今ヤ我方ノ勝利ハ決定的ナリ過去ニ於ケル苦難ノ時ニアリテモ佛國ハ印度支那ヲ没却

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

148

大東亞省

（以下は非常に暗く、文字がほとんど判読不能な状態です。一部は「...」と見えます。）

東京二〇九〇

S 1.7.0.0 - 54

147

秘

セス此ノ間印度支那ノ政治經濟文化各般ノ向上ヲ見タルハ喜ビニ堪  
エサル所ニシテ佛國ハ將來モ史ニ印度支那ノ權利ト傳統ノ尊嚴ヲ保  
障スルモノナリト述ヘ居レリ  
尙右記事ト併セ十四日「パリー」發「オフィ」トシテ「パリー」ニ  
於テ行ハレタル安南新年祝賀式ノ模様ヲ報シ之ニ出席セル他民大臣  
「ジャコビ」ノ祝辭ヲモ揭ケ居レリ  
四大へ轉電セリ

大東亞省

電信寫

東京四三七

B 1.7.0.0 - 54

149

極秘

政務局  
三澤長

電信寫

貴電第七號館長符號ニ關シ  
不便府カ大局ニ付キ小災ヲ捨テテ堂々ト行動スルコト國家危急ノ此  
ノ際極メテ肝要ナルコトニ付テハ全ク御同感ニシテ不便等モ及ハス  
乍ラ車ヲ助クル趣旨ニ於テ車ノ言分ヲ正シキハ答レ誤レルハ正スニ  
何等俾ル所ナク行動シ居ル演リナリ此テ不便ニ於テモ本件決行後必  
要トアラハ短期間居残りテ出來得ル限り車ヲ助クルニ何等異存ナキ  
コト既ニ土橋司令官ニモ話シタル通ニシテ(在電五第四號)右(本  
使ノ責務トサへ感シ居レリ在電第六號(館長符號)ハ全ク不便ノ私

第八號(館長符號、至急)

(佛印處理問題)

暹光大東亞大臣

西貢 二月二十日一五三〇發  
本省 二十日二〇五〇着  
松本不便

大東亞省

B 1.7.0.0 - 54

150

極秘

大東亞省

心ヲ去リ冷靜ニ考慮シタル信念ニ基キ申上ケタル次第ナルニ付右轉  
 接期ニ於ケル軍ノ輔佐ノ任務一應終了シ大使府職員ノ地位定マリタ  
 ル際ニハ歸朝セシメラルル様致度永年外交官トシテ終始セラレタル  
 貴大臣ニ於テ最モ好ク本使ノ心情ヲ御了解相成ルモノト信シ懇願致  
 ス次第ナリ

尙右本使ノ心情並ニ本使限リノ特殊ノ立場ハ大使府ノ幹部ニモ篤ト  
 説明了解ヲ得居ル次第ニテ此ノ爲ニカリソメニモ大使府員カ動搖シ  
 テ結束ヲ失シ又ハ軍トノ協力ヲ拒否スル等ノコトハ生セシメサルニ  
 付此ノ點今便ヲ御信賴相成度右申添フ

(了)

電信寫

S 1.7.0.0 - 54

151

極秘

大東亞省

主管 總々(南段)  
 昭和二〇 一四三八 略 河内 二月二十日 一四〇〇發  
 本省 二十二日 一〇〇〇着

重光大東亞大臣

西村參務所長

第一二五號

(「ドゴール」ノ佛印向放送登報ノ件)

貴電合第一〇一號ニ關シ

十六日夜ノ放送ハ安南正月ニ際シ安南人ニ呼掛ケタル「モンネルビ  
 ル」「ジャコビー」「ドゴール」ノ演說ヲ左ノ通譯略放送シタリ  
 「モンネルビル」(勞働總同盟幹部)佛國ハ佛印解放ノ爲努力スヘ  
 ク解放ノ黎明ハ既ニ訪レツツアリ  
 「ジャコビー」(殖民大臣)  
 佛印解放ノ爲ハ「ブラザビル」言談ノ政治的及經濟的勸告カ出來  
 待ル限り速ニ佛印ニ適用サルヘシ

電信寫

S 1.7.0.0 - 54

152

極秘

大東亞省

「ドゴイル」  
佛國ハ決シテ佛印ノ統治ヲ國際管理下等ニ置カサルヘシ又其ノ國ノ  
如何ヲ問ハス佛印領土ヘノ侵入ヲ許ササルヘシ  
西大へ轉電セリ

電信寫

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

153

電信寫

一三八八九〇  
昭和二〇年 二月廿一日廿二時 分  
南政

在西貢 松本大使

重光大東亞大臣

佛印問題ニ關スル件  
第一一號 (館長符號、至急)

貴電K第二號ニ關シ  
佛印ノ武力處理ニ當リテモ佛國ニ對スル關係ニ付テハ國際關係  
其他ヲ考慮シ當面我方ヨリ進シテ佛國ヲ敵國ト認メス從テ佛國  
人、佛國財産ヲ敵國人、敵産トシテ取扱ハサル建前ナリ即チ「ド  
ゴイル」假政府ニ付テハ我方トシテハ從來通り之ヲ無視シ從テ  
其ノ對日宣戰等モ相手トセサル態度ヲ維持スル次第ナリ他方「ド  
タン」ニ付テハ我方ヨリ進テ「ベトナム」ノ元首ノ資格ハ之ヲ否  
定スルコトナキモ「ベトナム」政府ナルモノハ既ニ事實上解消シ  
居ルモノト看做シ居ル次第ナリ從テ在本邦外交官領事官ノ取扱

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

154

REEL No. A-1216

ニ付テハ佛國人以外トノ諸國ヲ制シムル等ノ措置ハ論スル  
キ一尤キ軍備ニハ此ノ諸國トテ新ニ措置ヲ執ルコト不  
必要ナルヘシトノ意見キアリ一私生活其ノ他ニ付テハ從前  
諸國ノ取扱ヲ爲ス所存ニシテ他ノ大東亞地域ニ於テハ成  
キヘク本邦ニ準スルニ當該國宜意ニ要請スル考ナリ

ニ佛印ニ於ケル指置振ニ付テハ前方トシテハ成ルヘク大體ノ要領  
ニテモ中央ニ於テ決定シ度シト考ヘ居ルニ軍備ハ現地軍ニ一任  
シ度少クトモ現地軍ノ意見ヲ徵セムルニ非ヤレハ決定ヲ難シ  
トナシ居ル次第ナリ尤モ前方トシテハ現地軍ノ作戰ノ困難ナル  
コトハ充分理解ヲ有シ居リ從テ安南等ノ獨立ニ關スル諸策以外  
ノ細目ノ事項ニ付テハ相當程度現地軍ノ意見ヲ採考スルヲ辦  
コト可然ト考ヘ居レリ

英佛印側方我々要求ヲ容レサル場合ハ大體總督府ナルモノハ解消  
スル事ニ付總督以下主ナル佛印官憲ニ對シ何等カノ處置ヲトル  
コトハ已テ得サル所ナルヘク陛下級職員等ノ活用ノ必要上及一

東京二〇九

就國聯關係上ノ考慮ヨリ總督府首腦部ニ概テ軟禁程度ニアリ日常  
生活上ノ待遇等ハ努メテ寛大ナルヲ可トスト考ヘ居レリ

尙決定シ「佛國軍隊等」トアルハ武装警察隊ヲ含ム意味ニテ  
用ヒタルモノニシテ官憲ヲ含ム意ニ非ス

四佛印駐在第三國官憲ニ付テハ貴電ノ通對獨、對「タイ」對瑞西  
關係ヲ考慮スル必要アリト考ヘ居ル處軍備ニハ占領地ニ準シテ  
總テ職務ヲ停止セシメ度トノ意見モアリ更ニ話合ノ所存ナリ

五帶南政府聲明ハ閣議決定ハ上奏等ノ手續ヲ經テ決定スヘキモノ  
ニ付成ルヘク前廣ニ決定ノ上電報スヘシ尙右聲明ニ準シ現地ニ  
於テ大使又ハ軍司令官カ聲明ヲ發スルコトハ妨ケナキニ付爲念

東京二〇九

電信案

外務省

秋放甲上の方ノ用ニ、各階層ハ、注意考ルニ、場ニ  
 係ルハ、秋放、確証ヲ得、案ク、外上ノ為、考ル、為、案  
 河上ノ轉送

日本標準規格 B5  
 1.7.0.0 - 54 158

電信課長

主任 第二課長

昭和二十年二月十九日 起草

25 16

記録簿

電送第 2064 號

昭和二十年 月 日 時 分

件名 宛

佛印總督府、曾仲鳴暗殺  
 犯人秋放ニ關スル

秋放ニ關スル

佛印總督府ハ、其ノ柳  
 留中ニ、曾仲鳴暗殺犯人ヲ、秋放スル、意圖ナル

確、案、ハ、佛印總督府ニ、依レ、佛印總督府ハ、其ノ柳

第 四 號

記録件名 發

秋放スル

外務省

分類

電信案

外務省

日本標準規格 B5  
 1.7.0.0 - 54 157

REEL No. A-1216

(分類)

第一等電報

政務局第四課長

電 信 案	在瑞西加頓公使基平大臣宛電報瑞西候報方古歸特電	電送第	(24963) 號		主管 政務局長 主任 政務局第二課長
		昭和	年	月	
外 務 省		件名	佛國事情		在瑞西加頓公使基平大臣宛電報瑞西候報方古歸特電
		記録件名	重支工月		

電信課長

發電係

昭和二十年六月二十日起草

24 15

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0 - 54

159

REEL No. A-1216



軍  
長官大佐、海軍大臣、陸軍大臣、陸軍省、陸軍省、陸軍省、陸軍省

(陸亞機密電)

明號作戰ニ伴フ政府處置ニ關スル件

次官、次長ヨリ威。信參謀長宛

過般通牒セシ最高戦争指導會議決定第十六號要領四ノ「現軍ニ於テ適宜安南等ノ獨立的地位ヲ向上支援ス」ノ件ハ中央ニ於テハ現地軍ノ本陣策實施ニ即應シテ諸外國就中「ソ」ニ對シ今四ノ武力行使ノ非侵略性ヲ宣明スルノ旨ニ活用致シ度所存ニ付（佛印ノ勦滅ヨリ脱シタルコトニ依リ佛印ト安南等ノ間ニ締結セラレアル保護條約ハ自然消滅シタルノ事實ヲ宣明セントスルモノニシテ特ニ速急ニ獨立ノ具體的施策ヲ強行スルノ意ニアラス）

ニ關シ此ノ上トモ配慮相成度

本件昨二十二日最高戦争指導會議ニ於テ更メテ了解セラレタルトコロニ付念ノ為

浦範先 威（信ハ参考）

重光大東亞大臣發在河内松本大使宛電報寫  
印度支那車費ニ關スル件  
在電第四號ニ關シ

今日米軍ハ印度支那ヲ侵シツ、アリ其ノ防備ノ爲メニ皇軍ハ更テ進駐ヲ餘儀ナクセラルベク右ハ共同防備ノ義務ナルニ依リ「ドクター」總督亦共同防備ノ見地ヨリ協力ノ精神ヲ充分ニ發揮セラレンコトヲ要望スルモノナル趣旨ヲ繰返シ右目的達成ノ爲メ車費ノ支出ハ止ムヲ得サルニ依ル次第ヲ終始一貫説示セラル、コト、程度爲念

S 1.7.0.0 - 64

162

重光大東亞大臣發在河内松本大使宛電報寫  
佛印軍事進駐ニ關スル件

左ノ點特ニ御含ミアリ度  
「ドクター」及外部ニ對スル我態度ハ軍側トモ緊密ナル連絡ノ下ニ全部一致シタル方針ニヨルヘク宣傳ニ至ル迄喰違ヒナキ様セラレ度即奉軍事進駐ハ最近米國空海軍ノ印度支那方面ニ對スル活動激化シ何時同方面ニ作戰展開セラル、ヤ計ラレサル情勢ニ鑑ミ「ドクター」總督ト日本側トノ從來ノ取極ニ從ヒ印度支那（今後佛印ト言ハス）防備ノ手段トシテ行フ軍事行動ナル旨ヲ以テ終始一貫應酬ス

左ノ點ハ注意ヲ要ス  
（イ）「ベタン」政府ハ「ドクター」總督ニ於テ消滅シ存在セサルモノト認メタル結果「ドクター」ハ自ら行政ヲ行ヒ「フランス」ノ主

S 1.7.0.0 - 64

163

大日本帝國政府



自他第二八號ニ關シ

本件進駐ハ最近不圖空海軍ノ印度支那方面ニ對スル活動激化シ何時  
作戦カ何方ニ展開セラレストモ限ラサル情勢ニ鑑ミ「ドクトー」總  
省ト日本側トノ從來ノ取極ニ從ヒ印度支那方面ノ手段トシテ軍部ニ  
於テ實行ニ決定シタル次第ニシテ取極實行ニ適テサルモノナルニ付  
石ノ筋ニシテ九方ニ說明セマレ度シ  
(向先方ニ於テ此ク迄之ヲ拒否スル態度ニ出ツルニ於テハ印度支那  
防備ヲ王取トスル取極不實行ノ責任ハ「ドクトー」ニ於テ負ハサル  
ヘカラサル次第アルハ當然ニ付石備古ノ上折衝アリ度シ)

S 1.7.0.0 - 54

165

權ノ存在ハ確定シ居ラサル立場ヲ採リ居ルコト  
(1)「ドゴール」政府ハ日本ニ對シ敵意ヲ表明シ居ルコト  
(2)「ソ」聯ハ「ソ」佛同盟ハ對獨關係ニシテ何等東亞方面ニ關係  
ナキモノナリトノ態度ヲ採リ居ルコト

S 1.7.0.0 - 54

164

極秘

電信局長

大東亞省

昭和二〇 五二四九五 暗 西貢 二月二十二日二三一五發  
本省 二十二日二二三〇 着

重光大東亞大臣

松本大使

K (大東亞 各大臣宛) 第五號 (部外絶對機密、至急)

(佛印處理問題)

政務  
三課長

石澤局長へ東光ヨリ

十八日十九日ノ兩日河村參謀長ト面談ノ機會アリタル處其ノ際參謀  
長ノ趣ハタル主ナル點トシテ

中央ヨリ出張シ乍ラ一叙セル策ヲ持參出來サルハ困リモノナリ現狀  
トシテハ話ヲ極メル譯ニ行カスト皮肉リツツ(一)大東亞省員ハ司政官  
トセス現身分ノ僑領ハハ總務長官知事又ハ安南「カンボヂヤ」ニ對  
スル顧問等ニ遣入ツテ實ヲ心算ナリ(安南「カンボヂヤ」ノ總務長  
官ハ廢止ス)又佛國カ其譯セル點ニ於テモ從來ノ如ク一々不  
訓令ヲ仰ク譯ニハ行カス給局陸軍原案ヲ可トスト述ヘ(二)獨立問題ニ

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

166

極秘

電信寫

ズル大臣御意嚮ヲ傳ヘタルニ對シテハ現地軍トシテモ考慮シ居ル  
モノナリト答ヘ(三)特派大使派遣ニ關シテハ考慮シ居ラスト述ヘタル  
ニ付石澤道ナル簡單ナル指圖ニ依リ安南等ニ對シ獨立ノ面子ヲ與ヘ  
現地人ヲ引張り得ルモノニシテ極メテ名案ナリト總務長ト言ヒタル  
處石ハ研究ヲ要スヘク尙令官ノ指揮ヲ受ケサル特派大使ハ困ルニ非  
スヤト反問ナルニ對シテハ指揮ヲ受クルコトハ豈又ナク其ノ通り方  
ハ統通リモアリト説明シ置キタルカ參謀長ハ其ノ際之等問題ニ付テ  
中央ノ決定アラハ素ヨリ石ニ從フモノナリトノ意嚮ヲ洩シ居タリ  
尙參謀長ハ軍ニ依ル加緊ノ一元性及通信權ノ問題ニ言及ヤリ以上不  
取

(了)

大東亞省

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

167

REEL No. A-1216

極秘

電信課長

大東亞省

昭和二〇 五二四九四 附 西貢 二月二十二日二三二〇發  
本省 二十二日二四〇〇着

重元大東亞大臣

松本大使

K (外 務 各大臣宛) 第六號 (部外絶秘極秘、至急)

(佛印處理問題)

石海局長へ東光ヨリ

政務  
ニ課長

二十日海軍ヲ訪問シ黒木少將(大使府隨員第一南道艦隊參謀)及佐々木大佐(西貢海軍旅隊地先任參謀)ト面談シタルカ其ノ際個人的ノモノナリト斷リツツ洩シタル當地海軍側ノ意見左ノ通

見送シトシテ本件處理ハ到底手際良ク行クトハ思ハレス佛印軍ハ山並ニ入りテ抵抗スヘク(既ニ英地ニ移駐ヲ開始シツツアリ)米軍ノ本格的進駐ノ強化ハ中、華兵團軍ノ妨害等アリテ治安亂レ民心動クシ混亂ハ相當長期ニ亘ルハシ女南獨立ト言フモ順化ニハ有力ナル佛印軍アリ現安南王國ハ獨立問題等ニハ動キ出サス寧口佛印軍ト行

電信寫

東京 四月三十一

S 1.7.0.0 - 54

168

秘

電信寫

ヲ英ニスヘク獨立ト言フモ竹々自ク行カサルヘシ又艦軍ハ勸導作戦ヲ考ヘ居ルモノト辨スルモ現戰局ヨリ見レハ米軍上陸ノ可能佐ハ甚タ稀薄トナリ從テ本決定當初ノ根本理由ハ餘程少クナリタルモノト言ハサルヲ待ス且「クリミヤ」會談ニ於ケル桑港會談ノ歸催決定ハ意味深長ニシテ忌憚ナク言ハハ一旦決定サルモノナリトノ理由ノ下ニ事情乃至狀況ノ變化如何ニ拘ハラズ之ヲ強行スル要必スシモノナリニアラスヤト思考ス但以上ハ佛印ノミヨリ見タル見解ニシテ大局的ニハ又別ノ考慮アルヘシ云々

(了)

大東亞省

東京 四月三十一

S 1.7.0.0 - 54

169

電信課長

大東亞省

極秘

昭和二一 五二四九三 暗 四頁 二月二十二日二三五〇號  
本直 二十二日二四〇〇 暗 松本大使

真光大塚駐大區  
R (大東亞 各大臣宛) 第七號 (部外 總對 極秘、  
外務 (佛印 駐 出 離))

政務  
才三深長

電信寫

石澤局長へ東光ヨリ  
原少佐出張ニ基ク打台ノ結果タル當地信軍及憲軍ノ意見既ニ感服  
ノ要點左ノ通御参考迄  
一 獨立問題ニ付テハ中央決定ノ原則ニ從フハ素ヨリナルモ直接其ノ  
衝ニ當ル信印隊トシテハ治安ノ回復軍ノ基礎確立ヲ第一義トナシ  
居リ從テ其ノ時期ハ數ヶ月後ト考ヘ居レリ總軍モ石ニ同意ナル出  
二 軍政ナル名稱ハ南方諸地ニ於ケル軍政ヲ夢想セシムルヲ以テ之  
ハ使用セス

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

170

極秘

大東亞省

電信寫

三 府問題ニ付テハ大使へ最高顧問トシテ當分強留ヲ願ヒ府員ハ  
現職ノ靈活用ヲ考ヘ居ルモ特派使節派遣ハ時機尚早ナリ極限ナキ  
外交代表ノ如キ名稱ヲ附スルヤ否ヤノ問題ハ大ナル考慮ヲ拂ヒ居  
ラス總軍ハ本問題ニ付テハ信軍ヨリモ更ニ強硬ナル出  
四 印度支那カ較場トナル可能容減少シ且柴池曾談ナル新華艦隊生セ  
ルモ勝導作戰ノ見地既豫テ準備ヲ進メ居リタル論議上豫定通り實  
行ノ意固ナリ  
五 「ドク」カ受話セルヤ否ヤハ司令官大使ト連絡協議ノ上決定ス  
ヘキモ「ド」自身カ假リニ我方要求ヲ名レ賣物ニ署名セリトスル  
モ其ノ後ニ於ケル武裝解除ノ進行状況ニ依リ佛印側カ受話セルヤ  
否ヤノ判断ヲ下ス要アリ從テ「ド」カ署名セル旨電報シタル際ニ  
於テ直ニ受話シタル場合ノ聲明ヲ出スコトハ尚早ニシテ此ノ點ニ  
付テハ尚打台ノ要アリ  
六 一般佛印人ノ取扱ハ中央決定通り寛大トスヘキハ諒解シ居ルモ取  
ハ状況ニ依リ逐次一定場所ニ收容スル等ノコトトナルハシ

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

171

REEL No. A-1216

一 二九一〇  
 昭 和 二 十 年 二 月 廿 二 日 一 八 時 分  
 南 政

在 西 貢 松 本 大 使

電 光 大 東 亞 大 臣

佛 印 問 題 二 備 案 件  
 第 一 二 號 ( 館 長 符 號 、 極 秘 大 至 急 )

往 電 第 七 號 二 備 案  
 當 方 二 於 昨 日 向 軍 備 部 話 中 ナルヲ以テ冒 瀆 往 電 へ 差 當 リ 絶 對 エ 貴 大 使 限 リ エ 止 メ ラ レ 度 殊 エ 石 二 依 リ 軍 備 部 話 合 フ 進 メ ラ レ サ ル 様 致 度 爲 念

電 信 寫

( 東 東 二 〇 九 )

S 1.7.0.0 - 54

172

電 信 課 長

大 東 亞 省

極 秘

昭 和 二 〇 五 二 四 九 一 暗 西 貢 二 月 二 十 三 日 〇 〇 四 五 發  
 五 二 四 九 二 本 省 二 十 三 日 〇 〇 二 〇 着

電 光 大 東 亞 大 臣  
 K ( 大 東 亞 各 不 臣 宛 ) 第 八 號 ( 部 外 絶 對 極 秘 、 至 急 )  
 ( 佛 印 處 理 問 題 )

政 務 長

電 信 寫

石 澤 局 長 へ 電 光 日 有  
 今 次 問 題 二 備 案 件 松 本 大 使 及 塚 本 總 領 事 へ 入 臣 仰 息 滿 二 全 面 的 二 備 案 件 二 於 昨 日 向 軍 備 部 話 中 ナルヲ以テ冒 瀆 往 電 へ 差 當 リ 絶 對 エ 貴 大 使 限 リ エ 止 メ ラ レ 度 殊 エ 石 二 依 リ 軍 備 部 話 合 フ 進 メ ラ レ サ ル 様 致 度 爲 念

東 東 四 三 七

S 1.7.0.0 - 54

173

REEL No. A-1216

極秘

電信寫

問題ナリトノ政策的見地ヨリ大使及首腦部カ頑張り居ラルル次第ニシテ大使府問題ニ於テ譲歩スル時ハ茲ニ軍ノ機内ニ入りテ根本施策ノ實現ニ努力セントスルモ言フヘクシテ行ヒ難ク結局獨立問題ハ有耶無耶ノ内ニ葬リ去ラルル虞多分ニ存ス

武力壓迫ニ伴ヒ大使府ノ對佛印政關係ノ任務ハ一應終了スヘキモ直ニ内地各省ヲ綜合セル出先行政的機關トシテノ地位ヲ有スルニ至ルヘク殊ニ軍官埋ハ軍政ニアラストノ純前ヲ殊リ且軍ニ於テモ軍政ナル名稱ヲ使用セサル以上領事館ノ存続スヘキハ勿論大使府ノ解消スラ埋出ナキ次第ナリ(内地戒嚴ニ際シ諸機關カ存続スルカ如シ)軍カ地策ノ一元性ト作戦トノ吻合ヲ主眼スルハ谷認シ侍ヘシトスルモ軍カ大使府機關ヲ一證トシテ活用スルニアラサレハ意味ヲ爲サス從テ中央トシテ具體細目決定ノ場合之等ノ諸點允分御考慮ヲ煩度シトハ大使及大使府幹部ノ一致セル意見ナリ

向獨立承認則ニ於ケル軍司令目ノ大使兼任ハ(素ヨリ次善ノ策ナル

大東亞省

秘

電信寫

モ佛印處理ノ特殊性ニ基クモノニシテ右ニ依リ外務大臣及第三國關係ニ於テ民族問題ヲ考慮シ且ハ佛國ニ代リ軍ニ印度支那ヲ占領スルモノニアラストノ形式ヲ示シ得ル一石ニ鳥ノ名茶ナリト思考ス不更トシテハ本省ノ御再考ヲ要望セラレ居レリ(他地點ニ及ホス侵蝕ナル諸條ハ佛印處理ノ根本問題ニ關スル此ノ際考慮スル要ナキモノト認メラル)

以上當大使府ノ苦心成ニ努力ハ何卒此ノ上共御酌取リ相成度右卑見申進ス

大東亞省



極秘

政務局長

第一課長

第二課長

電信寫

電信局長

大東亞省

昭和二十年二月二十三日

西貢 二月二十三日 〇〇時四十五分

本省 二月二十三日 〇〇時一分

（外務部 各大臣宛）第九號（至急）

（御印處理問題）

曾加、萩原、山田各課長へ東京ヨリ

大東亞省ニ當り及信及秘事ノ取調ハ屢次ノ館長符號重ニ依リ充分神速ニ保テ存スルニ付務處埋安頓中ニ迷ニ安船等ヲシテ自發的ニ保護除却ノ必要獨立宣言等ノ舉ニ出テシムルノ一因ヲ入レシムルコトハ大東亞省同地ニ備シ此ノ上共御盡力相煩度

（了）

東京 四三七

B 1.7.0.0 - 54

176

電信寫

主 自 一 二 九 七 四  
主 一 二 九 七 八  
昭 和 二 十 年 二 月 廿 三 日 二 十 時 二 十 分  
南 政

在 西 貢 松 本 大 使

大 東 亞 省 大 臣

御 印 問 題 關 係 スル 件

第一三號（大東亞省、御印問題、總對部外廳）

地方事務局長ヨリ

貴地へ出張ノ陸軍編隊ヨリ現地軍ト打合ノ結果ノ意見トシテ（1）大使府機密ノ保護ニ付テハ陸軍機密ノ「ライン」ニ依ルヘキコト（2）但シ大使府職員ノ身分取扱ニ付テハ現身分ノ陸軍ニテ活用シ大使府機密問題トス（3）政務處理要綱ニ付テハ現地軍トシテハ別ルモノヲ作ブルコトヲ好マサルコト（4）尤モ強テ作成ノ要アリトセハ陸軍機密行ノ原案一、ノ（四）ニ付政務全般ニ關シ大使ニ對スル區處權ヲ明托スルコト二、ノ（四）ニ付實質的ニ軍機ヲ履行スルモ軍機ノ名稱ハ一切使用セサルコトヲ明托スルヘントノ意見ナル由（5）

B 1.7.0.0 - 54

177

電信寫

東京二〇九  
昭和二十年二月廿九日 時 分 主 副 發

東京大車庫文庫  
第一編 東京大車庫 海外部 不詳  
第二編 東京大車庫 海外部 不詳  
第三編 東京大車庫 海外部 不詳  
第四編 東京大車庫 海外部 不詳  
第五編 東京大車庫 海外部 不詳  
第六編 東京大車庫 海外部 不詳  
第七編 東京大車庫 海外部 不詳  
第八編 東京大車庫 海外部 不詳  
第九編 東京大車庫 海外部 不詳  
第十編 東京大車庫 海外部 不詳

S 1.7.0.0 - 54

現地車トシテハ富田區ヲニ獨立地敷地ノ直助ナキ後核ニシテ在  
不邦獨立地敷ヲ編成セシムルコトニ反對ナルコト等ヲ連絡越タル  
處之ヨリ先皇元大臣ヨリ今次決定ノ趣旨殊ニ獨立地敷ニ關スル中  
央ノ意旨カ充分現地車ニ徹底シ居ラサルコトニ付隨車自編此ニ懸  
念セラレタル結果史ニ事論富田區ニ適合ヲ為スコトトナレルニ付  
御旨返アリタシ

東京二〇九

S 1.7.0.0 - 54

電信寫

昭和三十二年 二月廿四日 二二時 分 附 啟

在 函 實 本 大 使

草 光 大 東 華 大 臣

傳 印 用 類 二 類 五 件

第一 五 類 領 事 傳 單 部 外 郵 大 函 處

印 度 東 部 政 務 局 運 送 領 ( 案 )

傳 印 用 類 二 件 之 政 務 局 運 送 領 不 要 領 之 定 本 所 二 類

一 傳 印 用 類 二 件 之 政 務 局 運 送 領 不 要 領 之 定 本 所 二 類

( 傳 印 用 類 二 件 之 政 務 局 運 送 領 不 要 領 之 定 本 所 二 類 )

傳 印 用 類 二 件 之 政 務 局 運 送 領 不 要 領 之 定 本 所 二 類

傳 印 用 類 二 件 之 政 務 局 運 送 領 不 要 領 之 定 本 所 二 類

傳 印 用 類 二 件 之 政 務 局 運 送 領 不 要 領 之 定 本 所 二 類

傳 印 用 類 二 件 之 政 務 局 運 送 領 不 要 領 之 定 本 所 二 類

昭和三十二年

S 1.7.0.0 - 54

181

傳 印 用 類 二 件 之 政 務 局 運 送 領 不 要 領 之 定 本 所 二 類

昭和三十二年

S 1.7.0.0 - 54

180

人ト同様ニ取扱ヒ得ルヲシテ取扱フコトヲ但我々抵抗セム  
 事ノハ印支當局ヲシテ處断セザルニ又ハ我方ニ於テ存続トシテ  
 抑留ス

(5) 一般佛國人及佛國人財産等ノ取扱ハ概本現狀通りトス  
 何處國等ノ獨立運動ニ對シテハ帝國ハ之ヲ妨害セザルコト  
 ス

但佛印ノ治安ヲ擾亂セザルコトニ關シテ國家スルモノトス  
 勿論軍ハ國家運賃ヲ使用スルモノトス

佛印ニ我々要求スル事ヲ總合

(1) 佛印國境ハ戰爭狀態ニ非サルモノトス但佛印ニ關スル既存日  
 佛國ノ條約ニ拘束セラレトコトナシ

(2) 佛印國境以下首領者ノ職務執行ヲ阻メザルニ其ノ處遇ハ身メ  
 フ適當ニス

(3) 佛印下部機關ハ之ヲ善用シ得ル

(4) 佛印軍人武裝警備隊員ハ一應停廢トスルニ其意ナキモノハ爾

1102

後成ルハ之ヲ速ニ其ノ取扱ヲ解除ス

佛國人及佛國人財産ハ之ヲ佛國人及佛國產トシテ取扱ハサルモ  
 ノトス

但作戦上特ニ必要ナル財産ハ我方ニ於テ之ヲ管理ス  
 佛國人ノ財産ヲ抑留等ハ已ムヲ得サレ最少限度ニ止メ且安固  
 人等ノ佛國人運賃ノ防止ニ留意ス

何友好第三國官憲及第三國人ノ取扱ハ適當リ現狀ヲ變更セザル  
 モノトス

(2) 印度支那帝國ニ付テ安固國「カンボジア」國及「ラオス」  
 「ベトナム」國ニ於テハ此ノ等諸國固有ノ統治機關ヲ尊重シ我方ノ  
 利益損害ノ下ニ置カズ其ノ統治ニ對シテは

佛國政府ヨリ之ヲ撤去ニ於テハ軍政ヲ施行ス但外部ニ對シテハ  
 其ノ責任ヲ負フ事ヲ日本軍ニ於テ一時其ノ行政ノ管理ニ任  
 スルノ權限ヲ授ケルモノトス

印度支那全境ニ對シテ其意ナキモノハ爾

1103

官之ヲ實施ニ任ス

(1) 安南國等ノ獨立ニ關スル事等ハ左記ニ準據シ、其地國軍最高  
指揮之ヲ實施ニ任スルモノトス

(2) 通ニ安南國等ヲシテ自發的ニ佛蘭トノ保護條約放棄等ノ事  
ニ出アレン、獨立國等ノ事實ヲ附屬ス

但具體的獨立實施ニ付テハ作戦ニ支障ナキ範圍ニ於テ之ヲ  
行フモノトス

(3) 安南國等ノ獨立的地位ノ向上支援ニ當リテハ原住民ヲシテ  
後發的ニ我ニ屬方セザムルヲ以テ根據トシテ種々民族意識ヲ  
地地ヲ計ス

(4) 安南國等ノ獨立承認ノ時期方策等ニ關シテハ中央ニ於テ別  
ニ定ム

(5) 假令銀行ハ我方ニ於テ之ヲ管理シ在米通貨ヲ使用ス但所要ニ  
應リ當利ヨリ國軍票ヲ發行スルコトアリ此ノ場合ハ爾後進ニ之  
ヲ因取スルモノトス

シヨウリ

再經濟政策ハ自發的獨立等ノ強化ヲ第一義トシテ種々其地民生ノ  
維持ヲ圖ルヲ重要トス  
通貨ノ放出ハ爾方ニテ附屬ス  
阿佛和底運動ニ伴ヒ佛印ノ影響ノ要求ニ應ヤリテ吾等ノ國境  
ハ其地國軍最高指揮官、不使進駐ノ上其地國軍最高指揮官之  
ヲ決定ス

シヨウリ

秘  
電信寫

昭和二〇 三二四九 略 ストツホルム 二月二十五日〇三〇〇發 政  
 三二四五 本 省 二十六日〇九三五着  
 重光外務大臣 照本公使

第一二七號

「クリミア」會談後佛ヲ繞ル紛糾

「クリミア」會談後佛蘭西ヲ繞ル紛糾左ノ如シ

二月五日「ドゴール」ハ「ラヂオ」放送ヲナシ「英米蘇三國カ佛蘭西ノ協力ヲクシテ戦争終結及國際平和問題討論ノ爲會談ヲナシ居ルハ爾メテ不可解ナリ佛蘭西國民ハ佛蘭西カ平等ノ地位ニ於テ討議シ贊同セル協定ニノミ拘束セラルルモノナリ」ト述ヘ三國會談ニ招カレサリシヲ極メテ遺憾トシ又忿激ノ意ヲ表明セリ

二十九日巴里發「ヘラルド、トリビュン」特電ニ依レハ「ル」大統領ハ「ヤルタ」ヨリノ歸途「ドゴール」ト「アルヂエ」ニ會シ「クリミア」決定ノ内容ヲ個人的ニ「ド」ニ通告シ又佛蘭西ノ桑

187  
187  
1.7.0.0 - 54

外務省 記帳

電信寫

一三二一七  
一三一一九

昭和二〇年 二月廿四日 一九時 分 主 附 政

在野實 松本大使  
佛印問題ニ關スル件  
第一大廳 館長待衛 部長 副 大臣 兼  
關領省申合せ

最高戦争指導會議決定第一大廳「、、、」ヲ實行ニ伴ヒ現地備  
備ヲ左記ノ通譯置ス

佛印カ全圖的ニ帝國ノ要求ヲ受諾シタル場合ニ於テハ大使府ハ  
之ヲ存置ス但シ政府ノ處理ニ當リテハ大使ハ現地軍最高指揮官  
ノ同意ヲ得テ行フモノトス

大使ノ職員中所要ノモノヲ軍ノ要員トシテ活用ス

佛印カ帝國ノ要求ヲ受諾セ  
軍管理下ニ置キタル場合ハ大  
使及隨員ハ其ノ身ヲ守ル

〇東京二〇九

8 1.7.0.0 - 54

秘  
電信寫

港會議參加問題ヲ討議セムト欲シタルカ「ド」ハ「クリミヤ」決定審議ノ爲ニハ猶時日ヲ要シ且國內ノ經濟的實情ノ爲佛本土ヲ離レ得タルヲ理由トシテ之ヲ拒絶セリ（十九日紐育發當地新聞特電ニ依レハ「ビドゥ」外相ハ三強國及佛蘭西間ノ了解ヲ増進スル爲「ドゴール」ノ「アルヂエ」行キヲ勸奨セルモ「ド」ハ之ヲ容レサリシ由ニテ關係中ニハ今次「ド」ノ執拗ナル態度ニ不滿ノ意ヲ表スルモノアリトノ懸ナルカ二十一日「チートゲン」情報相ハ右ハ事實ニアラサル旨聲明セリ）  
三、米國政府ハ二十日附「コンミュニケ」ニテ「ドゴール」カ國內事情ノ爲「アルヂエ」ニ來タリ得サリシハ極メテ残念ナル旨發表セルカ二十二日華府發「ロイター」特電ハ右「コンミュニケ」發表ハ米佛關係ノ緊張ヲ證明スルモノナルカ華府外交界ニ於テハ右緊張ノ結果桑港會議カ期待ニ反スルヲ恐レ居ル旨報シ居レリ「ド」ノ拒絶カ米國民一被ニ極メテ惡影響ヲ與ヘタルハ事實ニシテ米國

外務省

8 1.7.0.0 - 54

188

秘  
電信寫

輿論ハ表面ヒ「ド」ヲ三國會談ニ招請セサリシハ賢明ナラスト稱シ居ルモ内心ハ「ド」ノ頑迷ナル態度及偏狹ナル自負心ヲ攻撃シ居レリ  
四、二十一日巴里發AP電ニ依レハ佛蘭西政府ハ在佛米國大使館ニ對シ米國側カ本件ヲ一方的ニ公表セル不誠實ヲ抗議シタル處米大使館ハ事件ヲ濁洩セルハ佛蘭西ナル旨應酬シタル類ナリ  
要之ニ本件ハ佛蘭西カ敗戦ノ汚名ヲ雪キ一流強國ノ威信ヲ回復スルニ奔命シ居タルニ「ド」ノ希望ニ反シ三國會談ニハ招請セラレズ「クリミヤ」決定ヲ既成ノ事實トシテ佛蘭西ニ押付ケントセル米國ノ態度ニ不滿ヲ感シタルモノニ依ルモノト見ルヘク（其ノ他米國カ豫テノ物資供給ノ約束ヲ果サス程度ノ食糧難ニ直面シツツアル佛蘭西民ノ窮狀ヲ見殺シニシツツアルニ對スル大ナル不滿アリ）佛蘭西政府ハ三國會談ニ於テ佛蘭西ヲ除外シ獨逸ノ戰後處理及作戦根據地タル「ダカール」又東亞ニ於ケル佛印等ノ戰後處理

外務省

8 1.7.0.0 - 54

189

秘  
電信寫

テイタス」ニ付何等合意成立シタルニアラスヤト疑ヲ有シ居レル  
カ如シ  
尚二月二日新聞報ニ依レハ米ハ事能ヲ憂慮シ大統領秘書「ツチー  
ブシ、アーレー」ヲ巴里ニ急派シ又倫敦外交界ニ於テハ米佛關係  
調整ノ爲並ニ佛蘭西ニ關係アル「クリミヤ」決定ヲ「ドゴール」  
ニ通報スル爲近ク「イーテン」カ巴里ヲ訪問スル旨ノ噂行ハレ居  
リ  
又二十三日新聞報ニ依レハ「ビドー」ハ英政府ノ招聘ニ應シ近ク  
訪英スル趣ナリ  
獨へ轉電セリ

B 1.7.0.0 - 54

190

外務省

極  
秘

政務局長

第一課長

第二課長

電信寫

電信課長

大東亞省

昭和二〇 五二六三五 西貢 二月二十五日〇三五〇發  
五二六三六 本省 二十五日〇四二五着

重光大東亞大臣

大東亞 各大臣宛 第一二號 館長符號、部外絶對他秘、大至急  
（佛印處理問題） 松本大使

石津局長へ東光ヨリ

二十三日二十四日信參謀部員（特ニ名ヲ秘ス）ト會談セル處要點左  
ノ通り御參考迄

一 各年十月頃ヨリ河村參謀長ノ命ニ依リ當ニ佛印處理ニ關スル立案  
ヲ命セラレ安南獨立ノ「ライン」ニテ案ヲ作成シ十二月末參謀長  
之ヲ休用シ司令官ノ下ニア邊陸海議迄進ミタルモ某日司令官ヨリ  
獨自ノ處理案（獨立テガタカスルハ好マシカラス成ルヘク現狀  
維持ヲ要サス日本カスボツト佛印政府ニ取ツテ代ル案）ノ提案アリ

東京四三七

B 1.7.0.0 - 54

191

REEL No. A-1216



極秘

(總軍ノ意見ニ影響セラレタルニアラスヤト想像ス) 結局獨立案  
 ハ否定セラレ右司令官案ヲ總參謀長中央ニ擧行シ今次決定トナリ  
 タル次第ニシテ苦心シテ立案セルモノトテ甚タ遺憾ニ考ヘ居レリ  
 自分トシテハ右決定ノ下ニ於テ出來得ル限り元ノ案ヲ生カスヘク  
 努力シ居ルモ前途ヲ憂慮シ居レリ  
 二、今次佛印處理ノ根本觀念ハ作戰第一ナリ米軍ノ上陸ヲ豫想シテノ  
 佛印軍武裝解除ニシテ(右ニ依リ日本軍ノ裝備戦力ノ急速増強ヲ  
 企圖ス) 佛印處理以外ニ米軍ニ取付カクル場合ハ處直無キ次第ナ  
 ルノミナラス印皮支那ハ南方諸地域中戦略上最も重要地域ナルヲ  
 以テ米英上陸ハ南方自戦自估懸勢ニ重大脅威ヲ受クヘク從テ右案  
 ハ作戰家ノ考トシテハ無難カラヌ點アルモ敵上陸シテヨリ獨立ヲ  
 許ス様ニテハ話ニナラス不承ハ政策的ニハ容ニシテ自分ハ急迷獨  
 立ノ必要ナルヲ痛感シ居ルヲ以テ今次決定ハ極メテ暫定的ノモノ  
 トシテ進ムコト肝要ナリト考ヘ居レリ

電信寫

大東亞省

S 1.7.0.0 - 54

192

極秘

三、然ラハ米英カ近ク上陸スルヤ否ヤノ見透ノ問題ナルカ若シ當分上  
 陸無シト言フナラハ本件處理ノ最も重要且前提要件ナルヲ以テ實  
 施ヲ延期スルコトモ考慮シ得ルヘク(尤モ處理ヲ遣レハ爆發強  
 化米軍上陸ヲ誘發スルコトトナルヘシ) 又「ソ」聯邦關係等ヨリ  
 四月二十五日以後ニ延ハスコト然ルヘントノ考モ有リ得ヘキ處右  
 ハ上陸ニ關スル見透トノ兼合ノ問題ナリ自分ハ備トシテハ作戰ノ  
 見透ト關聯シ實施ヲ一時延期スルカ然ラサレハ處理ニ伴ヒ即時獨  
 立ノ方向ニテ進ムカ何レカナリト考ヘ居レリ (了)

電信寫

大東亞省

S 1.7.0.0 - 54

193

極秘

昭和二〇 五二七二六 暗 西貢 二月二十六日一九三〇發  
五二七三九 本省 二十七日一九三〇着 松本大使

暹光大東亞大臣  
（外務省 各大臣宛）第一三號（館長符號、大至急）  
（印印處理問題）

政務局長

暹大使府ニハ御承知ノ通り「ソ」聯調案ノ者アリ是等ヨリ左ノ進意見  
提出アリ本使ニ於テモ困惑ニ付二月二十日附在電ト重複ノ嫌ヒアル  
モ感ネテ申進ス御勘考相煩度

二月一日ノ決定ハ政治的考慮ハ全然別トシ純粋ニ作戦上ノ理由ニ基  
ク草創ノ主張ヲ實際上貫徹セル調案上取調ノ印印上陸ノ可能性遠達  
キタル現在全ク大義名分ヲ缺キ若シ右決定ヲ其ノ論遂行スル時ハ佛  
側ハ之ヲ目シテ我方ノ侵略主義ト宣傳スヘク前佛印總督「カトルウ」  
莫斯科ニ大使トシテ著任セル今日右宣傳ハ「ソ」聯調ニ相當影響ヲ

電信寫

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

194

大東亞省

極秘

電信寫

及ホスヘク他方米英又「ソ」聯ニ對シ之ヲ名トシテノ對日戰參加強  
要ニ狂奔スヘキヲ以テ歐洲問題戰後機構問題等ニ付相當慎重ヲ押シ  
來レル「ソ」聯トシテハ國內復興其ノ他世界政策的見地ヨリ此ノ際  
右ヲ口實ニ對日態度變更ノ身振りヲ示スコトヲ有利ト認メ中立條約  
ヲ廢棄スルノ舉ニ出ツル可能性大ナリト思考セララルニ付兎毛角本  
件決定ノ實施ハ四月二十五日以降ニ延期セララルコト緊要ト存セラ  
ル  
軍備ノ説明ニ依レハ右決定ニ先立チ本件ノ結果「ソ」聯ノ策動ヲ誘  
發スル結果トナル心配アルニ於テハ軍ニ於テハ取止メトスル壯ナリ  
シ趣旨大臣ニ於テ其ノ心配ナシト保障ヲ與ヘラレタルニ依リ安心シ  
テ決定取進ノ進ヒトナリタルモノト辨シ居ル次第ニシテ其ノ後「ヤ  
ルタ」會談ノ結果發表ニ基ク世界情勢ノ變化動ニ大義名分ノ缺如ハ  
軍備ニ於テモ承知シ居リ今日トナリテハ最早「一旦決定セルコトハ  
準備成リタル關係モアリ反對ノ命令ナキ限り實行スルノ外ナシ」ト

大東亞省

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

195

REEL No. A-1216

極秘

電信寫

大東亞省

普フ迄ノコトニシテ實大臣ニ於テ此ノ際情勢ノ變化ヲ理由ニ本件決定實施ヲ四月二十五日以降ト爲スコトヲ主張セラルルニ於テハ軍備ニ於テモ石期日迄ニ米軍上陸ノ公算少シト見ル限リ本件延期ヲ承諾スル可能性アルモノト存セララルニ行是非共石糧實大臣ノ御盡力相傾度懇願ス

(了)

S 1.7.0.0 - 54 196

電信寫

一三二〇四  
一三二〇六

昭和 廿年 二月廿六日 十五時

分南  
主

在西貢 松本大使

軍光大東亞大臣

佛印問題ニ關スル件

第一九號 館長符號 部外秘 大至急

過般通牒セシ最高會議決定要領四ノ「現地軍ニ於テ適宜安南國等ノ獨立の地位ヲ向上支援ス」ノ件ハ中央ニ於テハ現地軍ノ本筋策實施ニ即應シテ諸外國就中「ソ」ニ對シ今回ノ武力行使ノ非侵略性ヲ宣明スルノ實ニ活用致シ度所存ニ付「佛國ノ露<sup>露</sup>日<sup>日</sup>脱<sup>脱</sup>シタルコトニ依リ佛國ト安南國等トノ間ニ締結セザレアル保護條約ハ自然消滅シタルノ事實ヲ闡明セントスルモノニシテ特ニ速急ニ獨立ノ具體的施策ヲ強行スルノ意ニ非ス」最近ニ於ケル國際情勢ノ機微ナル點モ併セ考慮セフレ右趣旨ノ具現ニ關シ此上共配慮相成

(東京二〇七)

S 1.7.0.0 - 54 197

電信寫

一三二一五  
一三二一五  
一三二一五  
昭和二十年二月廿六日 一六時 分 主 附 啟

在函貴 松本大領

佛印問題ニ關スル件

第一八號 館長符讀 部外秘 大至急

茲電第一六號申會ノ意味左ノ通譯抄考案

一、申會一ノ機會ニ付陸軍側ハ滿地軍ノ希望ニ依リ陸軍案ヲ主観セ

ル。滿地軍ノ進退、要求受諾後ノ事態ノ變化ニ伴ヒ政府ト作戦ノ

聯合ヲ或議スル事ノ意向ハ當方トシテモ十分瞭解スル所ナル也

政府全般ニ付軍用合意ノ區域ヲ既ムルカ如キ新例ヲ作ルコトハ

各般ノ影響固白カラスト。是等ノ問題陸軍ノ進トセル次第ナリ

尙軍備擴張ノ説明ニテハ最高指揮官トハ適當リ。政府部長ト考ヘ

居ルモ將來聯合ニ依リテハ信託隊長トナルコトモアルヘキ處ナ

東京二〇九

S 1.7.0.0 - 54

199

本件昨二十二日最高會議ニ於テ見メテ了解セフレタル所ニ付爲念

東京二〇九

S 1.7.0.0 - 54

198

REEL No. A-1216

0403

アジア歴史資料センター

又第二項ハ軍ノ管理ニヘキ鐵道、通信等ノ事務ヲ擔當スル職員  
ハ軍ノ關係又ハ從軍文官トシテ事實上軍ノ要員トラシムル事コ  
シテ其ノ具體的人名等ハ軍ト協議ノ上決定セラレ電報アリタシ  
ニ申合フノ場合現地軍ノ意見ニ付テハ大使府ハ廢止スト云フモ大  
使府ナキモノハ特派大使及職員ヲ含メテ使直上大使府ナル名稱  
ヲ用ヒ且ルニ是キモノ官制上ノ存在ニ非サルコト又大使府ノ  
任務ハ自然從前トハ異ナリ實質的ニハ解消スルモノナリトスル  
モ大使及職員ノ身分ヲ存キシムルカ爲ニハ當然特派大使及職員  
等館ヲ存置シ之ニ伴フ津貼、定員等ヲ存置セシメ置タラヌ要スル  
コトヲ說明シタル結果實績續電ノ通申合セタル次第ナリ即チ大  
使ハ「セルム」及「ライリピン」ノ獨立承認前停田及村田兩  
特派大使ハ軍艦既トシテ海軍ノ顧問トナリ且レ此ノ點發表セ  
ス條約調印後大使トシテ駐留被付ト共ニ軍艦既ヲ解キタルコ  
ト御承知ノ通ニ對其約ニハ大使トシテ活動セラルルコトト致シ

（原 110-2）

應官ニシテ要員ハ艦既又ハ從軍文官トシテ軍管理ニ協力セシメ  
ラレ度意圖ナリ  
馬肉購託トシテ協會ハ身分辨給等從前ノ通ニシテ從軍文官トシテ協會  
ハ官名ハ從前通ナルモ條約等ハ軍ノ支辨トナル外慰給等ニ於テ  
特典アル次第ナル處其ノ何レニモヘキヤハ貴大使ニ於テ御考慮  
ノ上軍ト協議セラレ夫々決定セラレ度當方トシテハ通信、運輸  
等ヲ擔當スル者及軍ノ行政ニ直接協力スル者ハ從軍文官トスル  
コト可然キヤニ思考セラル  
以領事館ニ關シテハ當方トシテハ武力行使ノ場合ニ於テモ佛國ヲ  
敵國ト見做ササル以上佛國ヲ占領地ト解スルヲ得ヌ從テ此ノ場  
合一占領地軍政官意ノ爲ニタル行為ノ法律上ノ效力等ニ關スル  
法律「ハ適用セラレサルヲ以テ和議關係屆出等ハ法會上領事  
ニ對シテ要スル關係上和領事事務ヲ爲スヘキ領事館ヘ之ヲ  
存置セシメ置タラヌ要ストノ見解ニシテ領事官ハ軍ノ關係ト  
シテハ軍ノ要員トシテ軍管理ニ協力スルト

居留民ノ保護ニ任スルコトナルモノト解シ應レリ尙軍備ニ於テハ領事ヲシテ法令ニ基クテ出師ヲ受理セシムルコトニハ英領ナキモ居留民ノ保護ニ關シテハ軍司令官ノ意旨ニ反スルカ加キコトナキヤラ憲法ニ依リタルニ付領事官モ軍備前タル大使ノ指揮下ニ在ルヲ以テ其ルコトナキ旨ヲ說明シ置キタルカ同領事官ニ對スル非振命令系統ニ付テ軍備ニ異議モアリ此ノ點長ニ協議決定ヲ要スル次第ナルニ付御旨置アリタシ

五大使ノ應員ヲ事實例ヘハ父兄支配知事等ニ任命セントスルガ合ハ外部的ニハ總領事ヲシテ當分ノ外交ヲ支那知事ノ職務ヲ代行セシムルコトトセル旨ヲ發表スルコトトシ又安陸等ニ對シテハ總領事若ハ特派大使隨員ト云フコトニテ事實上理長官的任務ヲ行ハシムルコト(此ノ場合同時ニ總領事館ノ長トシテ居留民ノ保護ニ關シタル事務ヲ兼掌スルモ將又安陸等領事館上ヨリスルモ下然シト思考スル旨說明シ置置備モ同意セリ

東京二〇九〇

自一三二〇四  
至一三二〇六

昭和二十年二月廿六日 十五時

分海政

在西貢 松本大使

佛印問題ニ關スル件

第一九號 領事符號、郵外給、大至急

過般通譯セシ最高會議決定要領四ノ一現地軍ニ於テ適宜安南國等ノ獨立的地位ヲ向上支援スルノ件ハ中央ニ於テハ現地軍ノ本施策實施ニ即應キテ海外國軍中一ツニ對シ今四ノ武力行使ノ非侵略性ヲ宣明スルノ資ニ活用致シ度所存ニ付(佛國ノ獨斷ヨリ脫シタルマツトニ依リ佛國ト安南國等トノ間ニ締結セラレアル保護條約ハ自然消滅シタルノ事實ヲ闡明セントスルモノニシテ斷ニ速急ニ獨立ノ具體的施策ヲ強行スルノ意ニ非ス)最近ニ於ケル國際情勢ノ機微ナル點ニ併セ考慮セラレ右趣旨ノ具現ニ關シ此上共勵慮相成度

本件昨二十二日最高會議ニ於テ了解セラレタル所ニ付爲念

東京二〇九〇

電信寫

極秘

電信寫

第一課長  
第二課長

電信課長

昭和二〇 九二七六四 暗 西貢 二月二十七日一七一五號  
 本省 二十七日二〇一〇 着  
 松本大使  
 電光大使照大臣  
 第一課長 各大臣宛 第一四號 一節長符號。大至急  
 (一) 佛印處 佛印署  
 貴部第一六號ニ照シ  
 佛印署ノ受諾セサル場合ノ大使府ノ措置ハ仰來示ニ依レハ結局地  
 事ニ一任セララルコトトナル様解申セラルモ佛印署ノ存置ニ付テ  
 ハ屢次在當萬裏中ノ理由ニ基キ別途考慮ノコトト存スルニ付石存  
 置方ニ付本省ニ於テ佛印署ト佛印署ノ上明確ニ出先申ニ指示アル様御  
 取計方御座願アリタシ

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

205

電信寫

一三二〇七  
 昭和二十年二月廿六日 十五時三十分 附  
 主

在西貢 松本大使  
 佛印處照ニ關スル件  
 第二〇號 節長符號、部外秘、大至急  
 往電第一四號ノ一ニ關シ  
 總軍次官次長殿 敬儀 參謀長宛 電報要旨別第一九號ノ總御旨迄

(東京二〇九)

S 1.7.0.0 - 54

204

REEL No. A-1216

0406

アジア歴史資料センター

極秘

電信課長

電話

大東亞省

昭和二〇年二月二十七日

西貢 二月二十七日 一六三〇  
本省 二月二十七日 一九二五

松本大使

政務局長

軍部大臣 亞大臣  
一 大使 駐 各 大 臣 宛 一 第 一 五 號 一 領 長 符 號 一 大 至 無 一  
外 務 一 領 長 符 號 一 第 一 五 號 一 領 長 符 號 一 大 至 無 一

第一課長

一 領 長 符 號 一 第 一 五 號 一 領 長 符 號 一 大 至 無 一

第二課長

電信寫

次官ヨリ  
大使府職員ノ身ノ控方ニ付テハ現地中ノ希望ヲ老慮シ本人等ノ同意  
ニ基キ本省ニ於テ現地中ト交渉決定セラルルヲ本則ト存スル處石ハ急  
ニノ間ニ台ハス又ハ義懸ニ即断セサルヲ生スル誤アルヘキニ付  
現地ニ於テ適當敬語ノ措置ヲ執リ得ル爲公本大使ニ全權ヲ委任相  
成ルコト此ノ際最適宜且必要ナリト存スルニ付石然ルヘク御座相  
煩度  
大使ト協議済

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

206

次官

(總 52743)

電信課長

極秘 館長符號

松本大使

重光 大東亞大臣

昭和二〇年二月二十七日前後 西 工 發  
二月二十七日前後 本 省 著 (暗) (機)

(三大使會議出席不能件)

本使及「タイ」大宛等件

才一辨

貴府合才五辨之旨

館長符號電信

S 1.7.0.0 - 54

207



極秘

電信課長

大東亞省

昭和二〇 二月二十七日 西貢 二月二十七日 一九二五

軍部大臣 松本大使

大東亞 各大臣宛 第一五號 一編長符號 大至急

政務局長

第一課長

(備用處 俾馬 總ニ 職ニ 入ル 件)

次官ヨリ

大使府職員ノ身ノ持方ニ付テハ現地中ノ希望ヲ考慮シ本人等ノ同意ニ基キ本省ニ於テ特許ト交渉決定セラルルヲ本則ト存スル處右ハ急ニ問ニ付ハス又ハ該職ニ即断セサル時台ヲ生スル誤アルヘキニ付現地ニ於テ適當最善ノ措置ヲ執リ得ル爲公本大使ニ全權ヲ委任相成ルコト此ノ略最適宜且必要ナルト存スルニ付石然ルヘク備用處相煩度 大使ト協議済

電信寫

S 1.7.0.0 - 54

206

次官

(總 52743)

極秘 館長符號

松本大使

重光 大東亞大臣

昭和二〇年二月二十七日 前後 西 工 發 (暗) (機) 二月二十七日 前後 本省 著

(三大使會議出席不能件)

本使及「タイ」大宛等状

才一辨

由貝尾合才五辨之旨

第一課長

第一課長

政務局長

S 1.7.0.0 - 54

207

電信寫

極秘

昭和二〇 五月十九日 暗 主管 南政 嶺谷 二月二十七日一九〇〇發 本省 二十八日八一〇〇着 山本大使

大東亞省

藏光大東亞大臣

第一八五號(極秘)

「カンボヂヤ」獨立問題ニ關スル件

「カンボヂヤ」民族ノ獨立ニ對スル要望ハ開戦後殊ニ「ビルマ」

「タイリピン」獨立許以來俄カニ昂マリツツアル處最近歐側止

臨決戦切迫ノ豫想ハ「カンボヂヤ」人ニ對シ微妙ナル影響ヲ與ヘ

ツツアリ

三、日本使首相二人切リニテ親シク懇談ノ際首相ヨリ今後ノ佛

ステイタスニ深ク關心ヲ有スルカ如キ口吻ヲ洩ラシタリ

三、「アバイウオン」首相ノ妹婿ニシテ首相ノ私設秘書官

員ヲ勤メ居ル「ノンベン」王族「ズ」ビツセー」(本

東京四三七

S 1.7.0.0 - 54

209

本使ハ已ムラ得サル事情ニ依リ出席  
シ得サル付ハ諒承相成互委細行内  
次官ヨリは前キ下サレタシ  
大臣ノ手ヲセリ

館長符號電信

S 1.7.0.0 - 54

208

電信寫

極秘

昭和二〇 五月二十九日 暗 主管 南 盛谷 二月二十七日一九〇〇發  
本省 二十八日一九一〇着  
山本大使

暹光大東中大臣  
第一八五號(極秘)

(「カンボヂヤ」獨立問題ニ關スル件)

一、「カンボヂヤ」民族ノ獨立ニ對スル要望ハ開戦後殊ニ「ビルマ」  
「タイリピン」獨立許容以來俄カニ昂マリツツアル處最近歐側ニ  
臨決戦切迫ノ豫想ハ「カンボヂヤ」人ニ對シ微妙ナル影響ヲ與ヘ  
ツツアリ  
二、暹日本使首相二人均リニテ親シク懇談ノ際首相ヨリ今後ノ佛  
ステイタス」ニ深ク關心ヲ有スルカ如キ口吻ヲ洩ラシタリ  
三、「アバイウオン」首相ノ妹婿ニシテ首相ノ私設秘書官職ニ  
任ズルメ居ル「ノンベン」王族「ブ」ビッセー」(本

東京 四三七

S 1.7.0.0 - 54

209

本使ハヒシラ得サル事情ニ依リ出席  
シ得サルニ付ハ諒水相成反委細行ハ  
次官ヨリは聞キ下サレタリ  
大臣ハ預キセリ

局長符號電信

S 1.7.0.0 - 54

208

極秘

電信寫

等日「タイ」首腦者會合ニハ首相ノ近臣トシテ常ニ參加シ居レリ  
 (最近豫テ向人ト往來アル岩田ヲ來訪自分カ「カンボヂヤ」獨立  
 聯盟ヲ主宰シ居ルコトヲ前提シ(一)日本ハ佛印政府ヲ罷免モ支持ス  
 ル方針ナリヤ否ヤ(二)日本ハ「カンボヂヤ」獨立ニ對シ如何ナル考  
 ヘヲ持テ居ルヤノ二點ニ付質問シ次イテ岩田ノ質問ニ答ヘ「カン  
 ボヂヤ」獨立ニ對スル「タイ」國政府ノ態度ニ關シ會テ東條前首  
 相ハ既ニ回復セル失地ニハ手ヲ觸レサルコトヲ條件トシ「メコン」  
 河以西ノ地域ニ於ケル「カンボヂヤ」獨立ニ對シ支持ヲ與フルコ  
 トノ諒解ヲ與ヘ居ルコト獨立聯盟ノ運動ニ付テハ「ア」首相ハ直  
 接關係シ居ラサルモ之ヲ承知シ居ルコト東京ニ亡命中ノ「タン」  
 ヲ適當ノ機會ヨ呼返シ度キコト向人自身出來待レハ首相訪日ニ繼  
 行シ「タン」ニ會フト共ニ獨立問題ニ關シ日本當局ト話合ノ機會  
 ヲ作り度キ意圖ナルコトヲ語リ又岩田ヨリ「タン」自身「タイ」  
 ニ於テ獨立運動ニ從事シ度キ強キ希望ヲ有シ居ルニ拘ハラズ今日

大東亞省

東京 四三七

B 1.7.0.0 - 54

210

極秘

電信寫

迄東京ニ當マリ居ル(果シテ)「タイ」國政府カ向人ヲ保護スル  
 ヤ否ヤ疑問ナルカ或ナリト告ケタルニ對シ「タイ」國政府ハ自分  
 等ノ運動ヲ支持シ居ル次第ナルヲ以テ心配ナシト答ヘタル處ナリ  
 又「ビブン」ハ會テ坪上大使ニ對シ「メコン」以テノ失地回復ノ希  
 望ヲ持出シタルコトアル(此ノ點「ビラ」ノ言トハ多少距離ヒア  
 リ)ニ關ミルモ前記「タイ」國政府ノ諒解ノ真相如何ニ付テハ直  
 ニ確ムル所存ナルカ「ア」首相トシテハ「カンボヂヤ」出身タル  
 關係上「ビブン」トハ異リタル立場ヨリ本國趣ヲ考ヘ居ルモノト  
 モ見ララル次第ニシテ「ブラ、ビッセ」ノ來訪ハ首相ノ意ヲ受  
 ケタルモノトモ察セラル  
 又「ア」首相カ「カンボヂヤ」出身タルコトハ「ビブン」ノ政界材  
 料ニ利用セラレタルコトモアルニ付本件以被特ニ注意アリ度  
 西大、河六へ轉電セリ

大東亞省

東京 四三七

B 1.7.0.0 - 54

211